

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日  
 国土交通省告示第千四百九十号  
 最終改正 令和三年二月二十六日  
 国土交通省告示第百三十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十五条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の部分		廊下の部分	廊下の部分
廊下の用途		両側に居室がある廊下 (単位 平方メートル)	その他の廊下 (単位 平方メートル)
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの又は三室以下の専用のもを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(三)	(一) 及び (二) に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。			

二 階段

階段の部分		階段の部分	階段の部分
階段の用途		段がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	2.28H	一・六八
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	2.03H	一・六八
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四
(四)	(一) から (三) までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分	傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	一・六八
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三)	(一) 及び (二) に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ(単位 メートル)を表すものとする。			

四 便所(車椅子使用者用便房に係る部分に限る。) 一・〇〇(単位 平方メートル)

五 駐車場(車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。) 十五・〇〇(単位 平方メートル)

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

附 則 (平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二一号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月八日国土交通省告示第三一八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日国土交通省告示第百三十三号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。